

「固定電話番号を利用する 転送電話サービスの在り方」答申について

平成30年11月2日

総務省 総合通信基盤局 番号企画室

主な電気通信番号の指定及び使用の状況

(2018年3月末時点)

電気通信番号	用途	指定事業者数	番号容量	指定数	指定率 (指定数/番号容量)	使用数	使用率 (使用数/指定数)
0AB～J	固定電話	22	41,992万	23,831万	56.8%※1	6,133万	25.7%
090/080/070	携帯電話・PHS	4	27,000万	24,410万	90.4%※2	17,466万	71.6%
020	M2M専用番号	4	8,000万	2,270万	28.4%	187万	8.2%
0204	ポケベル	1	1,000万	100万	10.0%	2万	2.2%
0600	F M C	0	1,000万	0	0.0%	0	0.0%
050	I P 電話	21	9,000万	2,493万	27.7%	1,001万	40.2%
0120	着信課金(10桁)	7	100万	99万	99.2%	56万	55.5%
0800	着信課金(11桁)	7	1,000万	303万	30.3%	36万	12.0%
0570	統一番号	4	100万	11.9万	11.9%	1万	12.4%
IMSI	端末設備の識別	11	2兆	2,700億	13.5%	—	—

※1 固定電話（0AB-J番号）の市外局番は、全国（582地域）のうち139地域で指定率が80%以上（その過半の地域が使用率20%以下）

※2 携帯電話・PHSの指定率は、080/090番号は100%、070番号は71.2%

主な電気通信番号の指定の状況

(2018年3月末現在)

事業者名	0AB~J	090/080/070	020	050	0120	0AB0 (0120以外)				0204	IMSI	00XY	1XY
	(固定電話)	(携帯電話・PHS)	(M2M)	(IP電話)	(着信課金)	0800	0180	0570	0990	(ポケベル)	(端末識別)	(事業者識別)	(付加的なサービス)
	22社	4社	4社	21社	7社	(着信課金) 7社	(大量呼受付) 1社	(統一番号) 4社	(情報料代理徴収) 2社	1社	11社	12社	19社
1NTT東日本	●				●	●			●			● (0036)	●
2NTT西日本	●				●	●			●			● (0039)	●
3NTTコミュニケーションズ	●			●	●	●	●	●				● (0033~0035)	●
4NTTドコモ	●	●	●	●							●		●
5KDDI	●	●	●	●	●	●		●			●	001.0051~0057.0070.0077)	●
6ソフトバンク	●	●	●	●	●	●		●			●	0041.0046.0061~0063. 0065.0066.0083.0084.0088)	●
7東北インテリジェント通信	●			●									●
8中部テレコミュニケーション	●			●									●
9ケイ・オプティコム	●			●									●
10エネルギーコミュニケーションズ	●			●									●
11S T Net	●			●									●
12QTnet	●			●	●	●						● (0066)	●
13楽天コミュニケーションズ	●			●	●	●						● (0037,0038,0081,0082)	●
14アルテリア・ネットワークス	●			●								● (0060)	●
15ジュピターテレコム	●			●									●
16Coltテクノロジーサービス	●			●									●
17アイ・ピー・エス	●			●				●				● (0031,0032)	●
18ZIP Telecom	●			●								● (0030)	●
19三通	●												●
20東京テレメッセージ	●									●			
21コムスクエア				●								● (0078)	
22沖縄セルラー		●	●								●		●
23大江戸テレコム	●												
24日本緊急通報サービス	●												
25NTT-PCコミュニケーションズ				●									
26フリービット				●									
27日本通信				●									
28アイテック阪急阪神				●									
29メディアアドベンチャー				●									
30リーふねっと												● (0067)	
31さくらインターネット											●		
32インターネットイニシアティブ											●		
33日本無線											●		
34阪神ケーブルエンジニアリング											●		
35UQコミュニケーションズ											●		
36Wireless City Planning											●		
37LTE-X											●		

固定電話番号の識別性

①地理的識別性

- 固定電話番号(0AB~J)は、「市外局番+市内局番+加入者番号」※1で構成され、「市外局番」については地域(番号区画※2)ごとに異なる番号を利用する。
- このため、端末が設置されている地域をおおよそ特定することが可能であり、着信側は発信者番号を見て発信側の場所の特定することも可能であることから、地理的識別性を確保している。

※1：固定電話番号の構成例：03(市外局番)-aaaa(市内局番)-bbbb(加入者番号：事業者が利用者に割当て)

※2：告示において全国を約580の地域に分けた番号区画ごとの市外局番を規定。(例：03→東京23区等、06→大阪市等)

②サービスの識別性

- 番号により、固定電話であるのか、携帯電話等であるのか等※1、サービスの種類(料金※2・提供条件を含む。)の識別が可能な番号体系となっている。
- 固定電話番号(0AB~J)は、緊急通報の機能や設備の損壊・故障対策等の高い信頼性の確保が求められており、緊急時や災害時の連絡手段・ライフラインとしての役割を担っている。

※1：(例)携帯電話・・・070/080/090-eeee-ffff、IP電話・・・050-gggg-hhhh、着信課金サービス・・・0120-iii-jjj

※2：ただし、多様な料金プランやIP化の進展等により、距離別料金を識別する役割には変化が生じてきている。

③通話品質の識別性

- 通話品質については、現行制度上、固定電話(0AB~J)、携帯電話、IP電話(050)等のサービスごとに異なる技術基準を設けている※1ため、番号により通話品質を識別することが可能。
- 固定電話番号(0AB~J)は、他の電話に比べて高い通話品質が確保されているところ、今後のIP網への移行後においても、現在と同等水準の通話品質を確保することが求められている。

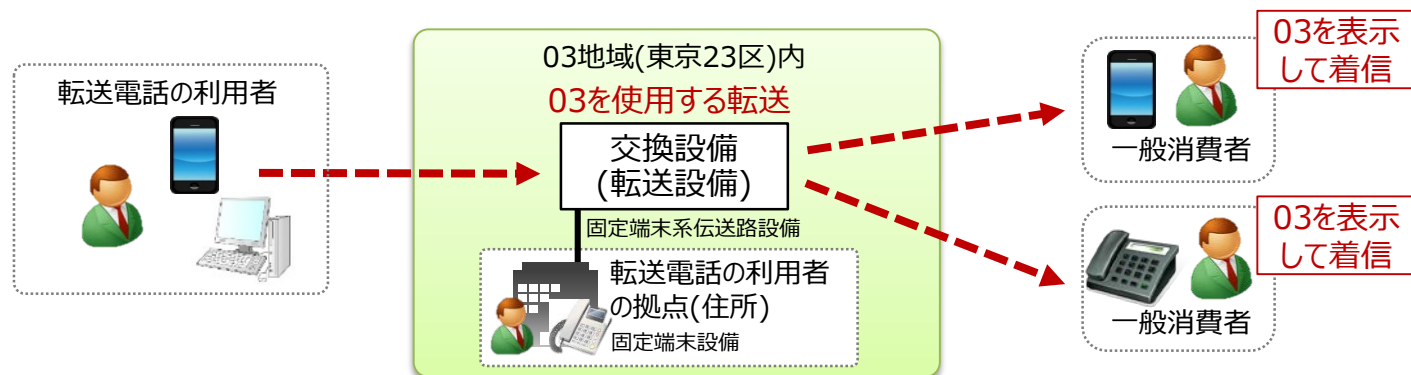
※1：事業用電気通信設備規則(総務省令)に通話品質を規定。

④社会的信頼性の識別性

- 固定電話番号(0AB~J)は、端末の設置場所を固定して提供されるサービスで利用されており、利用者の所在地が特定されているため、通話の相手を知らない場合でも、一定の社会的信頼性が確保されている。
- また、着信側に対して発信者番号が適切に表示されることも、社会的信頼性の識別性の確保において一定の役割を担っている。

- **固定電話番号(0AB~J番号)**を使う電話は、「市外局番による地域性」、「高い通話品質」、「緊急通報が可能」といった要件が制度的上義務付けられており、社会的信頼性を得ながら国民生活に広く浸透。
- **転送電話により**、実際は東京・大阪にいない人が相手に「03」「06」の固定電話番号を表示して電話をかけたり、携帯電話(090等)やIP電話(050)からかけた電話を**固定電話からかけたように装うことも可能**。
- こうしたサービスは、**法人ユーザに一定のニーズがあるが、固定電話自体の地域性や社会的信頼性に疑義が生じていくもの**であり、これまで十分なルールが整備されていなかった。
- このため、**情報通信審議会**(電気通信事業政策部会・電気通信番号政策委員会)において、本年4月から、事業者や一般消費者の意見も聞きながら、固定電話番号を使用する転送電話に関する検討を実施し、**本年9月に答申**。

<固定電話番号を使用した転送電話の例>



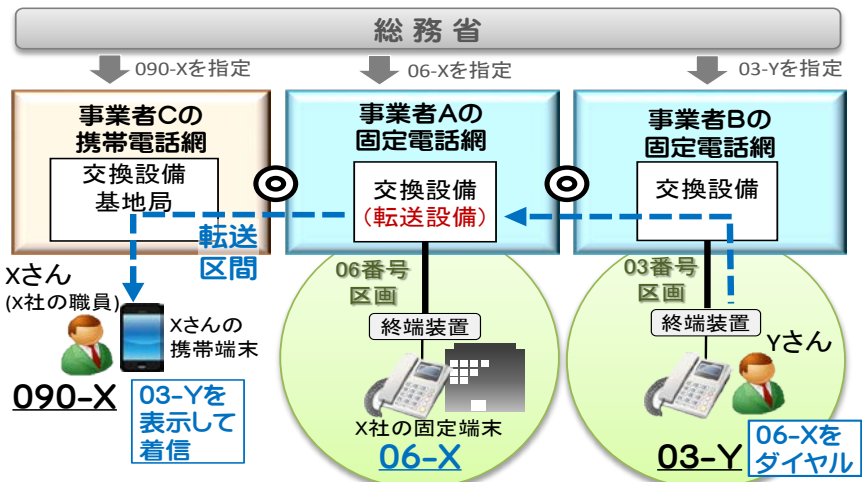
【情報通信審議会における検討スケジュール】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(4/10) 諮問	「電気通信番号政策委員会」で、事業者ヒアリング、利用者アンケート、一般消費者の視点からのプレゼン等を行い検討・整理			(7/18) 答申案	(7/19~8/22) 答申案の意見募集	意見への考え方等の検討
					(9/19) 答申	

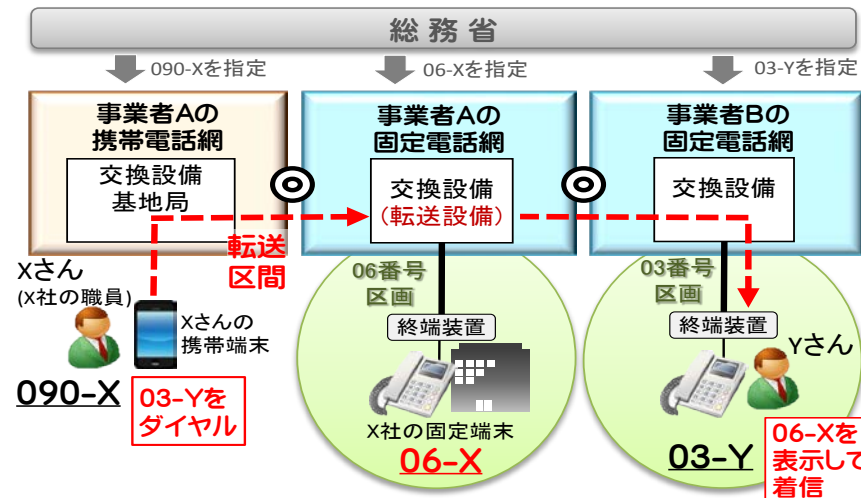
(参考) 固定電話番号を使用する転送電話の提供形態のイメージ

【番号指定事業者による提供形態】

着信転送の場合

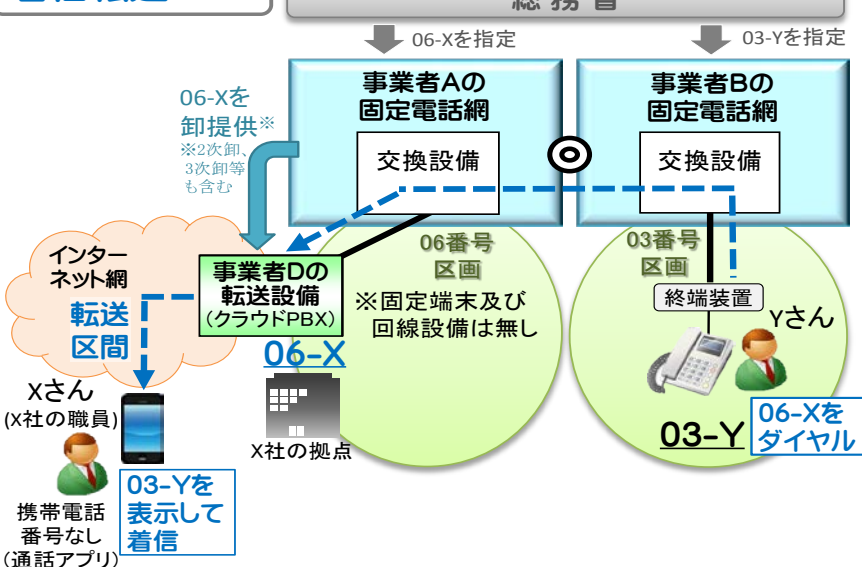


発信転送の場合

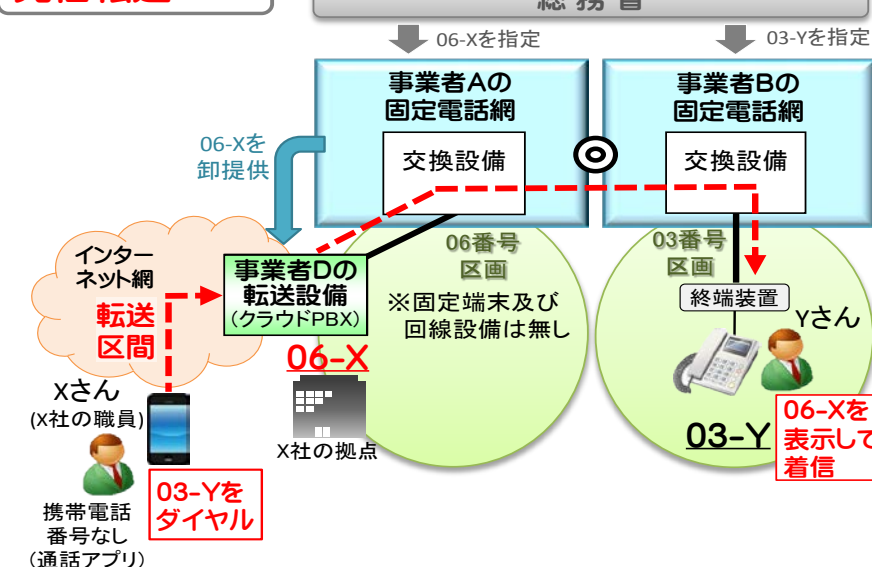


【番号非指定事業者による提供形態】

着信転送の場合



発信転送の場合



現状・課題

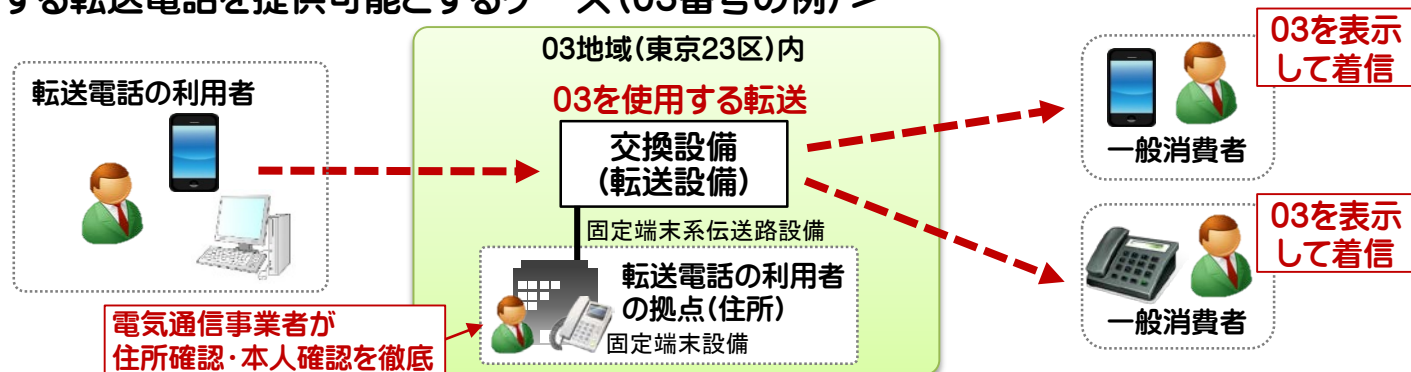
- 現行制度(番号規則)上、番号指定事業者には「固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備等の設置」や「総務大臣が告示する地域(番号区画)ごとの市外局番等の使用」を義務付け。固定電話番号は地理的識別性を確保※1。
※1 利用者アンケートにおいて、電話番号から地域を把握できることを「知っている」と回答した人が全体の80%、市外局番を見て地域を「だいたいわかる」又は「居住地近くならだいたいわかる」又は「わかる場所もある」と回答した人が全体の86%、市外局番を見て地域がわかることが「重要である」又は「どちらかといえば重要である」と回答した人が全体の61%という結果。
- 固定電話網のIP網への移行後(2025年以降)も、固定電話番号の地理的識別性(番号区画)は維持される見通し※2。
※2 固定電話網のIP網への移行では、既存のメタルアクセス回線を維持し、従来の加入者交換機を「メタル収容装置」として利用し、NTT東西のNGNが光アクセス回線とメタルアクセス回線を収容。
- 現行制度上、転送電話に番号を使用する場合における地理的識別性を確保するための基準等が不明確。
- 我が国では、番号指定事業者により現行制度が遵守され、固定電話が国民生活や社会経済活動における重要な基盤として全国あまねく提供されてきた長年の実績・背景等がある。このため、固定電話番号の利用者は、所在地が特定され、電話回線を設置する経済基盤も認知され、社会経済活動や通話において信用を得やすいなど、一定の社会的信頼性を確保。
- 転送電話において050番号ではなく固定電話番号を使用したいニーズは、これまで固定電話番号が確保してきた社会的信頼性に支えられていることは、情報通信審議会(番号政策委員会)及び事業者の共通認識。
- 利用者アンケートにおいて、多くの人々が、固定電話番号が示す地域外に電話が転送されることは問題と認識※3。
※3 利用者アンケートにおいて、固定電話番号が示す地域と転送電話の契約者の所在地に結びつきがない状態で電話が転送されるケースを「問題だと思う」と回答した人が全体の66%、この中で(固定電話番号が示す地域と転送電話の契約者の所在地に結びつきの有無にかかわらず)「転送自体が問題だと思う」と回答した人が半数以上を占めるという結果。
- インターネットを経由する「発信転送」は、過去の総務省研究会において、地理的識別性や利用者保護の観点から問題があるため、「発信者番号を通知しない(非通知にする)ことが適当」と整理されたものの、実効性に課題。

方向性 (考え方)

- 固定電話は、地域の住宅や事業所・公共機関といった拠点との基本的な通信手段として、IP網への移行後も引き続き、国民生活や社会経済活動における重要な役割を担うもの。
- **固定電話番号を使用する転送電話**は、利用者が番号から想起する地域と実際の発着信の場所が異なることとなるが、番号区画内に拠点と固定回線等が存在する法人の職員が営業・出張・テレワーク等の場合に当該法人の固定電話番号で発着信を行う**一定のニーズは存在し、利用者利便に資する**もの。
- 番号区画内に**転送契約者の拠点や固定回線等がない状況で固定電話番号を使用する転送電話**は、一般利用者(消費者)の視点から見ると**信頼性や法人拠点があるように装う**(一般利用者(消費者)の誤認を期待する)ものであり、固定電話が長年積み重ねてきた識別性や信頼性に関する経験・コスト等に対するフリーライド(ただ乗り)。**中長期的には固定電話番号の識別性・信頼性は損なわれ、やがては転送電話の利用ニーズ・市場も縮退**。
- こうした点を踏まえ、固定電話番号を使用して転送電話を提供する番号指定事業者及び番号非指定事業者について、以下の点を番号の使用条件とする*ことで**地理的識別性・社会的信頼性の確保が必要**。
 - **番号区画内に転送契約者の拠点(住所)が存在し、これを確実に担保するための実在確認及び本人確認の徹底**
 - **転送契約者の拠点に固定端末設備及び固定端末系伝送路設備が設置**されていて、固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービスの発着信が可能であること

* これらの条件を満たせない場合は、転送電話の発信者番号を非通知にする(「発信転送」の場合のみ)又は固定電話番号以外の番号(050番号等)を使用。

<固定電話番号を使用する転送電話を提供可能とするケース(03番号の例)>



現状・課題

- 固定電話番号を利用する電話サービスは、設備の技術基準により、他の電話に比べて高水準の通話品質を確保。
- 他方、固定電話番号を使用して提供する転送電話は、固定電話網以外の転送区間の通話品質が携帯電話、050IP電話又はインターネットと同等水準。特にインターネットによる転送区間は品質が低下。
- このため、通話の相手が転送契約者とは知らずに発着信を行う一般利用者(消費者)において、固定電話番号に電話をかけて通話料金を負担しているにもかかわらず低水準の通話品質しか確保されない不利益が想定※1。

※1 利用者アンケートにおいて、以下のような結果。

- ・ 固定電話番号からの発信がインターネットから転送されることに対しては、「インターネットから転送している旨を通知した上で転送してほしい」と回答した人が全体の35%、「インターネットから転送しないでほしい」と回答した人が全体の29%。固定電話番号からの発信がインターネットから転送している旨をどのように通知してほしいかは、「電話応答の際に音声ガイダンスで通知してほしい」と回答した人が全体の63%。
- ・ 固定電話番号への発信がインターネットに転送されて通話品質が固定電話より低い水準となることに対しては、「通話品質が低いサービスに転送されること自体が望ましくない」と回答した人が全体の36%、「特に何とも思わない」と回答した人が全体の29%、「携帯電話相当の品質を確保できれば問題ないが、インターネットの品質まで下がるのは問題がある」と回答した人が全体の23%。



方向性（考え方）

- 固定電話番号を使用して転送電話を提供する番号指定事業者及び番号非指定事業者については、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、**通話品質の識別性を確保することが必要**。
- 固定電話網以外の転送区間においては、**現行の固定電話、携帯電話又は050IP電話と同等水準の品質を確保することにより**、一定の通話品質を確保すること
- これを満たせない場合(**転送区間がインターネットとなる場合**)は、その旨を通話相手となる一般利用者(消費者)が認識できるようにするための措置(**音声ガイダンス又は画面表示による通知**(「着信転送」においては音声ガイダンスによる通知)等)**を講じること**。「発信転送」で当該措置を講じることが困難な場合は、発信者番号を非通知にすること。
- インターネットを経由する転送電話については、転送区間の通話品質が保証されておらず、通話品質が低水準となる場合があることが、転送契約者及び一般利用者(消費者)において正しく認識されることが重要であるため、利用者に対する周知・啓発等に努めていくことも必要。

(参考) 通話品質に係る設備の技術基準の概要

※インターネット電話については品質基準が存在しない

	固定電話			携帯電話	050 IP電話
	アナログ電話	0AB-J IP電話	IP網への移行後の メタルIP電話(予定)		
通話品質等	<p><通話品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・送話ラウドネス定格 15dB以下 ・受話ラウドネス定格 6dB以下 	<p><ネットワーク品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UNI-UNI間: 平均遅延70ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満 ・UNI-NNI間: 平均遅延50ミリ秒以下 揺らぎ10ミリ秒以下 パケット損失率0.25%未満 <p><総合品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均遅延 150ミリ秒未満 <p><安定品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナログ電話と同等の安定性 	<p><通話品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・送話ラウドネス定格 15dB以下 ・受話ラウドネス定格 6dB以下 <p><ネットワーク品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UNI-UNI間: 平均遅延70ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満 ・UNI-NNI間: 平均遅延50ミリ秒以下 揺らぎ10ミリ秒以下 パケット損失率0.25%未満 <p><総合品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均遅延 150ミリ秒未満 <p><安定品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アナログ電話と同等の安定性 	<p><通話品質> 自主基準 (VoLTE除く)</p> <p><総合品質> 自主基準 (VoLTEのみ)</p>	<p><総合品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均遅延 400ミリ秒未満
接続品質	<p><接続品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼損率0.15以下 ・接続遅延30秒以下 等 	<p><接続品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼損率0.15以下 ・接続遅延30秒以下 等 	<p><接続品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼損率0.15以下 ・接続遅延30秒以下 等 	<p><接続品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼損率0.15以下 ・接続遅延30秒以下 等 	<p><接続品質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼損率0.15以下 ・接続遅延30秒以下 等

※ 「通話品質」:呼を疎通する端末設備-局舎間での音量の減衰に係る品質(アナログ電話)、呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質(携帯電話(VoLTE除く))

※ 「ネットワーク品質」:呼を疎通するIPネットワーク部分に係る品質

※ 「総合品質」:呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質

※ 「安定品質」:呼の疎通の安定性に係る品質

※ 「接続品質」:呼の疎通しやすさに係る品質

現状・課題

- 現行制度上、番号指定事業者には「緊急通報を利用可能とすること」が求められており、固定電話の番号を付された電話端末・電話網から緊急通報(警察(110番)や消防(119番)等への発信)が可能であることが社会的に広く認知※1。
- ※1 利用者アンケートにおいて、固定電話番号や携帯電話番号を使用する電話から緊急通報を利用できることは「重要である」又は「どちらかと言えば重要である」と回答した人が全体の76%、固定電話番号を使用する転送電話で緊急通報を利用できないものが存在することについては「やや問題だと思う」又は「非常に問題だと思う」と回答した人が全体の47%(「全く問題ない」又は「あまり問題とは思わない」と回答した人が全体の18%)という結果。
- 他方、固定電話番号を表示する「発信転送」で緊急通報を行った場合、緊急機関に通知される固定端末の設置場所や通報者の位置情報が通報者の実態と異なってしまい、緊急機関による通報者情報の紐付けや通報者へのコールバックが困難となり、犯罪捜査や人命救助等に支障をきたす可能性。
 - 番号非指定事業者が提供する「発信転送」サービスでは緊急通報が不可能。同サービスのみを利用する法人は、万一の非常事態の場合に、緊急通報が適切に確保されない可能性。



方向性 (考え方)

- 緊急機関による通報者情報の紐付けや通報者へのコールバックを適切に確保する観点から、固定電話番号を使用して転送電話を提供する番号指定事業者及び番号非指定事業者においては、以下の対応が必要。
 - 「発信転送」を利用する通報者においては、緊急機関に通知される番号と実際の通報者情報に乖離が生じる「発信転送」による緊急通報を可能とせず、固定電話端末や転送元の携帯電話端末からの緊急通報を確保する
 - IP網への移行に伴い、「着信転送」を利用している固定電話からの通報者においては、緊急機関からのコールバック時に転送機能を解除する等の適切な措置を講じる※2
- ※2 固定電話網のIP網に伴い、従来の緊急機関と通報者との通話を保留する「回線保留機能」を、緊急機関からのコールバック時に通報者の着信転送機能を解除する等の機能を具備した「コールバック機能」で代替する方向性が示されている。
- 番号非指定事業者が提供する「発信転送」においては緊急通報を利用できないこと(緊急通報を利用するためには他の固定電話や携帯電話による通信手段を確保する必要があること)について、利用者が誤認しないよう十分な説明・周知が必要。

※番号非指定事業者＝番号指定事業者から番号の卸提供を受けてサービス提供をする事業者

現状・課題

- 番号非指定事業者が転送電話を提供するために使用する固定電話番号は、必ず番号指定事業者が総務省から指定を受けた固定電話番号であり、当該番号指定事業者から電気通信役務の卸提供を受けて使用可能。
- 現行制度上、番号指定事業者が卸提供した番号を番号非指定事業者が転送電話を提供するために使用する場合には、対する基準等が明確になっておらず、(番号非指定事業者が実際に番号を使用して転送電話などのサービスを提供している実態があるにもかかわらず)番号非指定事業者に対する卸番号の使用についての規律がない。
- このため、番号指定事業者による他の事業者への固定電話番号の卸提供に関する対応は事業者ごとに様々※1。

※1 主な番号指定事業者に実態を聴取したところ、固定電話サービスを卸提供して卸先事業者による提供形態を制約しているケースもあれば、固定電話番号や回線設備を卸提供しつつ卸先事業者による自由な提供形態を容認しているケースもある。こうしたケースで、番号指定事業者が契約約款等で卸先事業者による番号使用・サービス提供の状況把握や対応の遵守を求める等の措置を講じているケースもあれば、そうした措置を講じず卸先事業者の対応・判断に委ねているケースもある。



方向性 (考え方)

- **平成30年電気通信事業法の改正(番号の卸提供に関する制度の整備)※2を契機として、転送電話の提供に使用される番号の適正な使用を確保するため、番号指定事業者が卸提供した番号を番号非指定事業者が転送電話の提供に使用する場合のルールを整備が必要。**

※2 番号非指定事業者(卸先事業者)においても、今後は「電気通信番号使用計画」の作成及び番号の使用条件の遵守等が求められるが、総務大臣が定める「標準電気通信番号使用計画」と同一の「電気通信番号使用計画」を作成した場合は認定を受けたものとみなし、個別の認定手続を不要となる。

- 具体的には、事業者が作成する「電気通信番号使用計画」及び番号の使用状況等に関する**定期報告等により**、総務省において、**番号指定事業者による番号の卸提供※3の状況**(卸番号数、卸先事業者名、卸先事業者による転送電話の提供状況等)、**番号非指定事業者(卸先事業者)による卸提供※3を受けた番号の使用状況**(使用番号数、卸元事業者名、転送電話の提供状況等)及び**番号の再卸提供の状況**(再卸番号数、再卸先事業者名、再卸先事業者による転送電話の提供状況等)**を確認することが必要。**

※3 番号指定事業者の卸先事業者による再卸提供、再卸先事業者による再々卸提供等を含む。

意見募集結果概要

- ✓ 意見募集期間：平成30年7月19日(木)～同年8月22日(水)
- ✓ 意見提出件数：29件（内訳：法人等19件／個人10件）

意見提出者：いぶき司法書士事務所／匿名(法人)／(株)グラントン／ファイン・インテリジェンス・グループ(株)／(株)まほろば工房／弁護士有志／東北インテリジェント通信(株)／(株)三通／RingCentral Japan(株)／(株)STNet
／ZIP Telecom(株)／東日本電信電話(株)／エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)／西日本電信電話(株)／Coltテクノロジーサービス(株)／(株)リンク／(株)QNet／(株)NTTドコモ／シスコシステムズ(合) その他個人10件

提出された主要な意見（賛成意見については記載を省略）

「地理的識別性及び社会的信頼性」に関する意見

- ✓ 契約者の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備の設置を求めることは、既存のサービスに影響を与えるのではないかとベンチャー企業がシェアオフィスを拠点とする場合などに利用することができなくなることは、消費者の選択肢を狭めてしまう。地理的識別性・社会的信頼性の確保は、実在確認及び本人確認を徹底することで十分ではないか

「通信品質の識別性」に関する意見

- ✓ インターネット経由の通話アプリが問題なく利用でき、品質が悪いサービスは自然淘汰される。通話品質を要件とする意味があるのか。また、転送区間がインターネットの場合に特殊措置を実施すると、高コスト要因となり一般消費者に不利益を与えるのではないかと。
- ✓ 転送先事業者が更に転送を実施している場合、転送元事業者は品質を満たすかどうかを識別できない。また、利用者設備側は、ネットワーク構成が自由であるためインターネット区間の有無は事業者側からの識別が技術的に困難。
- ✓ 音声ガイダンスは利用者にとってデメリットがある。（掛け間違いとの誤認／通話開始までの長時間化／外国人等への識別性）

「番号非指定事業者による転送電話サービス」に関する意見

- ✓ 再販提供先での自家利用用途か卸提供用途かの判別や、卸先で独自サービスを実施している場合の内容把握などが困難。

その他の意見

- ✓ 制度改正により廃止になる転送電話サービスがある場合には、当該サービスの利用者への影響を軽減するための措置を講じるべき。
- ✓ 転送電話サービスが特殊詐欺の犯罪ツールとして利用されないような根本的な対策を導入すべき。

- **本答申により、適正な番号使用のもとで「働き方改革」等の利用者利便に資する転送電話の円滑な提供が促進され、転送電話に係わる一般利用者(消費者)の利益が保護されるための方向性を明確化。**
- 関係事業者においては、サービスの提供や利用者対応、事業者間の調整や説明・周知(番号の卸元事業者から卸先事業者への説明・周知を含む)等を行うことにより、利用者利便の一層の向上や消費者保護を図ることが必要。
- **本答申の内容を実効性のあるものとするため、総務省においては、必要となる制度整備を速やかに進め、関係事業者の取組を促進することが必要。**
- 番号の識別性・信頼性が適切に確保されるためには、関係事業者による発信者番号偽装表示の防止のための実効的な対策が必要。転送電話の提供形態の多様化等に伴う発信者番号偽装表示に関する課題について、一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)等による検討・整理や必要な対策の見直し等が必要。
- 電話サービスにおいては、固定電話番号以外にも、050番号(IP電話)[※]や0600番号(FMCサービス)等、サービスの特性に応じた様々な番号を使用することが可能。総務省においては、「働き方改革」の一層の推進が求められているところ、番号の用途に応じた適切な使用の促進や番号の信頼性向上のための環境整備に努めることが必要。
※ 特に050番号は、地理的識別性がなく、通話品質等に関しても他の通信手段との連携等の柔軟な活用も容易であり、企業や公的機関等による利用が近年拡大傾向。
- 情報通信審議会(番号政策委員会)として、本答申に基づく関係者の取組が適切に実施されていくよう、今後もフォローアップや必要な検討を実施。

情報通信審議会答申※を踏まえ、モバイル化・IoT化に伴う番号使用ニーズの増大による番号逼迫や、電話網のフルIP化に対応して、全ての事業者が番号管理に責任を負う仕組みへの転換を図るため、国が使用条件を付して事業者番号を割り当てるための制度を整備。 ※「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月答申)

番号使用手続き

✓ 総務大臣は、番号計画※1を作成・公示

※1 告示。番号の種類ごとに、提供役務の内容、使用の条件(重要通信、番号ポータビリティへ、使用期限等)等を記載

✓ 番号を使用しようとする電気通信事業者は、番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならない

✓ 総務大臣は、番号使用計画が番号計画に照らし適切なものであること等を審査し、認定(併せて電気通信番号を指定)

✓ 卸先事業者(MVNO・FVNO等) についても、次のいずれかの手続きが必要

✓ 番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける

✓ 標準使用計画と同一の番号使用計画を作成 (この場合、総務大臣の認定を受けたものとみなされる)

番号の適正使用に関する担保措置

✓ 番号使用計画に従って、番号を使用しなければならない

✓ 違反した場合は、総務大臣による適合命令

✓ 適合命令に従わない場合は認定の取消し

＜法改正後の番号使用に関する手続きイメージ＞

